

## 大手前庁舎周辺における喫煙スペースの設置について

### 1 趣 旨

本府では、平成20年5月から府庁舎敷地内を終日禁煙とし、さらに平成22年5月からは、庁舎周辺路上等での喫煙自粛を職員に幾度となく呼びかけてきた。

しかしながら、大手前庁舎周辺では、昼休みや勤務時間外において職員の路上喫煙が後を絶たず、通行者や周辺住民等から受動喫煙等の苦情が寄せ続けられている。

こうした状況に鑑み、庁舎敷地内終日禁煙の方針を堅持しつつ、大手前庁舎周辺における受動喫煙防止をより一層進めるため、今般、庁舎敷地外の府の管理地に喫煙スペースを設置し、職員の喫煙マナーの徹底を図るとともに、路上喫煙者等に対して積極的に指導するなど厳しく対処する。

あわせて、職員自身の健康のために行っている禁煙支援についても、メニューの拡充を図るなど取組みを強化する。

### 2 喫煙スペースの概要

#### (1) 設置場所

- ・ 議会会館北隣の駐車スペース及び分館6号館東隣（別図のとおり）

#### (2) 利用開始日

- ・ 平成27年9月18日（金）（予定）

#### (3) 職員の利用時間

- ・ 休憩時間及び勤務時間外

#### (4) 利用上の注意

- ・ 利用者は携帯灰皿等を持参し、吸い殻やゴミ等を全て持ち帰ること

### 3 喫煙マナー違反者等への対応

- 路上喫煙やポイ捨てなど喫煙マナー違反を行う職員に対して積極的な対応を行う。
  - ・ マナー違反者に所属長が指導（注意）を行う。
  - ・ マナー違反を繰り返す職員については、サービス上の措置も含め厳しく対処する。
- 勤務時間中の喫煙（喫煙スペースの使用も含む）については、これまでどおり職務専念義務違反として厳しく対処する。

#### 4 職員への禁煙支援の取組み

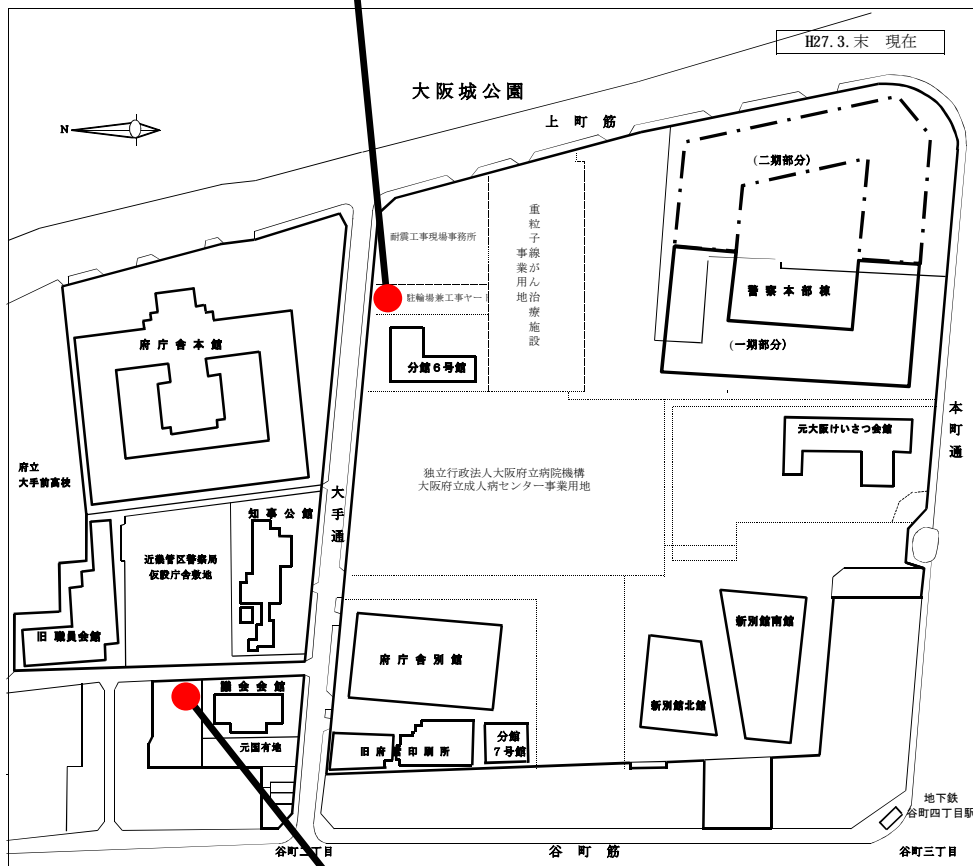
- 今後とも職員に対する禁煙支援の取組みの充実・強化に向けて検討していくこととし、9月からは下記の禁煙支援に取り組む。
  - ・ 禁煙支援情報を庁内Webで集中的に発信  
(体に与える影響、禁煙のメリット、治療や対処法の紹介等)
  - ・ 禁煙ハーフマラソン参加者の追加募集
    - ※ 禁煙ハーフマラソンとは、保健師が禁煙を目指す職員とのメール交換によって50日間の禁煙サポートに取り組むもので、例年6月に募集し7月～8月に実施。

##### (参考) 既存の禁煙支援事業

- ・ 新規採用時に喫煙者への卒煙講座を開催
- ・ 30歳、40歳時の健康教育講座において、タバコの害について保健師から説明。さらに事前アンケートで禁煙ハーフマラソンへの参加者を募り、参加申込者に対して順次禁煙サポートを実施
- ・ その他の年代については、定期健康診断結果における保健指導時に、禁煙指導を個別に実施

# 喫煙スペース設置場所

契約局東側隣接地



議会会館北隣駐車場内

